

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度適用を求める意見書

「障害者基本法」は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを定めている。平成26年1月、わが国は「障害者の権利に関する条約」を批准するとともに、28年4月には、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行した。

また、埼玉県では、28年4月に「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」を施行し、この条例において身体障害、知的障害及び精神障害の3つの障害が等しく位置づけられ、障害の種別により隔たりなく、支援施策が展開されることを基本姿勢としている。

一方で、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っているが、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは少なく、障害者間で格差が生じている。

障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠であり、これは、精神障害者にあっても同様である。

よって、国においては、このような実態を踏まえ、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

埼玉県狭山市議会